「図書館で夢を実現しました大賞」審査委員会設置要綱

（趣旨）

1. この要綱は、「図書館で夢を実現しました大賞」審査委員会（以下「審査委員会」という。）

の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（審査する事項）

第２条　審査委員会は「図書館で夢を実現しました大賞」について次のとおり審査を行う。

（１）応募事例について別に定める審査項目ごとに評価し、点数をつけること。

（２）（１）の点数に基づき順位付けを行い、優秀事例を選考すること。

（組織）

第３条　審査委員会は、委員４名で組織する。

（委員）

第４条　委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育長が任命する。

２　委員の任期は、承諾を得た日から令和２年３月３１日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査委員会の会議は、鳥取県立図書館長が招集し、委員長が議長となる。

２　審査委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第８条　審査委員会の庶務は、鳥取県立図書館において行う。

（雑則）

第９条　この要綱に定めのない事項については、委員の過半数の賛同を得ることにより決定する。

附則

この要綱は令和元年１２月６日から施行し、目的を達成した時点でその効力を失う。